

新商品トライアル制度の概要

「新商品の生産又は新役務の提供により新しい事業分野(市場)の開拓を図る道内中小企業者等」を知事が認定し、当該企業の新品又は新役務を道が随意契約制度等を活用して購入等することにより、道内中小企業者等の受注機会を確保し、新商品等の販路開拓を支援する。

■新商品開発とその販路開拓の重要性

新商品を開発し、販路開拓をすすめることは厳しい経済環境を勝ち抜くために重要。しかしながら、販路開拓は中小企業にとって大きな課題。

■道内中小企業者等に対する受注機会の確保

「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」策定(H15年11月)

■自治法施行令改正による新商品購入随意契約制度の整備(H16年11月)

「新商品の生産等で新事業分野の開拓を図る者」として知事の認定を受けた者の新商品等を随意契約等で購入等可能に。

■企業

- ・新商品等の販路開拓のきっかけづくり
- ・商品及び役務の更なる改良のきっかけづくり

効果

背景

認定の要件

認定・発注・評価の流れ

新商品の生産等により新しい事業分野の開拓を図る計画が次の要件を満たすこと

- 新商品の生産等に係る目標、内容、実施時期、実施方法、実施に必要な資金の額並びにその調達方法及び販売方法が適切なものであること。
- 関係法令及び公序良俗に反しないこと。

■道内に本店を有する中小企業者等(会社・個人・組合・NPO)が道内で生産

道内中小企業者等であること

新商品等が次の要件を満たすこと

- 今までになかった新商品等又は既存の商品・役務と比較して著しく高い使用価値を有する新商品等
 - 新機能、新技術 × 値下、材質・デザイン・形状変更、名称の変更等
 - 道内のユーザーにとって異なる使用価値がある × 自社にとっての新商品
- 販売済かつ販売から5年以内であること。
- 北海道グリーン購入基本方針に基づく環境物品等調達方針に掲げる特定調達品目に該当する場合には、その判断基準の規定を満たすこと。
- 企業の技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便に寄与すること。
- 道が今後3年間に物品として購入する可能性があるもの(食料品、医薬品、道の発注工事で使用する建設資材を除く。)

新商品等のイメージ

■主な想定分野

- ・福祉、介護
- ・医療(除医薬品)
- ・産業教育、実習
- ・産業機器
- ・庁舎管理
- ・施設維持管理

■これまでの認定実績

- ・はがき絵カレンダー
- ・アクアガスを用いた加熱装置
- ・循環資源古紙使用ダンボールケースの水性塗料入
- ・植物性バイオトレイ等116企業157商品

■経済部中小企業課で受付・年1回

- 専門機関の調査で商品等に新規性がある技術や機能を有すること
- 庁内部局のいずれかで今後36月に商品の使用の意向があること
- 庁内各部署への調査で他にない使用価値を有すること
- 審査会で新規性と実施計画を総合的に審査(書面、面接)
- 以上をクリアした「新商品を生産等する者」を認定

- 名簿を作成、公表、企業名と新商品を庁内各部署へ紹介
- 登録は最大3年間

■使用6か月後に、評価を実施し、HPで公表

公募

実施計画申請

計画認定

登録(最大3年間)

発注・購入(最大3年間)

評価(使用後)

実施計画申請書の内容

- 企業の概要
- 新商品等の概要・新規性・市場参考価格
- 道での用途の提案
- 生産や販路開拓の内容、方法
- 資金調達の方法 等

自治法施行令第167条の2第1項第4号による随意契約が可能

- 3年間、複数回発注が可能、使用しなくとも3年間で登録満了
- 庁内の各部署は、必要性を整理の上、認定名簿から選定し、随意契約
- 発注時点で複数の同等品が存在する場合は競争